

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい具体的には鉄道における列車衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった大規模な鉄道事故による被害をいう。

## 第1章 災害予防計画

### 第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて鉄道及び車両等の安全を確保して利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

### 第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

#### 第1 基本方針

踏切における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

#### 第2 主な取り組み

市及び鉄道事業者は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

#### 第3 計画の内容

##### 1 事故防止のための知識の普及

###### (1) 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

###### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（商工観光課）

県及び鉄道事業者等が実施するポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動に協力する。

## 第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

### 第1 基本方針

大規模鉄道事故防止のためには軌道、踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害が更に拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 市、道路管理者及び鉄道事業者は踏切の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するためあらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 市及び道路管理者は鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

### 第3 計画の内容

#### 1 踏切の保守・改良

##### (1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切の保守・改良等に万全を期す必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（建設課）

踏切の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- (ア) 踏切の立体交差化
- (イ) 踏切の構造の改良
- (ウ) 踏切保安設備の整備

#### 2 鉄道施設周辺の安全の確保

##### (1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（建設課）

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等土砂災害対策を講じる。

#### 3 被害の拡大を防止するための事前の措置

##### (1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、更なる被害の拡大を防ぐためにあらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（建設課）

主要な鉄道施設の被災による広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

## 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

### 第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連絡体制を確立する必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。
- 3 市及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 市及び医療機関等は、日ごろから相互の連携を密にして応援・協力体制の確立を図る。
- 5 市、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施して迅速かつ円滑な対応力の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

##### (1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日ごろから関係機関相互の連携を緊密にして情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（企画振興課・建設課）

- (ア) 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう日ごろから相互の連絡を密にして体制をあらかじめ整備しておく。
- (イ) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を事前に確立する。

#### 2 救急・救助・消火活動のための体制整備

##### (1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救急・救助・消火活動のため適切な体制を整備して関係機関相互の連携を強化する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画

- (ア) 火災予防運動・防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。
- (イ) 風水害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救急・救助・医療計画」及び第7節「消防・水防計画」に定めるとおり体制整備等に努める。

#### 3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

##### (1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にして事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・東御消防署）

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え調整を行う。
- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について事前に定めておく。

4 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

市及び道路管理者は信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

### 第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集して伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

#### 第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集して関係市町村及び関係機関に円滑迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第一次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集して被害規模に関する概括的な情報を含め把握できた範囲から直ちに伝達する。

#### 第3 活動の内容

##### 1 鉄道事故情報等の連絡

###### (1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合に速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集して伝達する必要がある。

###### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（総務課）

- (ア) 市及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合にはあらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、市は直ちに警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに危険防止措置、警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

## 第2節 活動体制及び応援体制

### 第1 基本方針

大規模鉄道事故を発見した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

### 第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害拡大防止のため発災後速やかに必要な措置を講じ必要な体制をとる。
- 2 市は、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき被害の規模等により必要に応じて応援を要請又は応援を実施する。
- 3 市は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに自衛隊に災害派遣を要請するための手続をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 広域応援体制

##### (1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて市は広域応援を要請し又は他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（総務課）

（ア）鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて県・他市町村に応援を求める。

（イ）他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知した時は、速やかに応援体制を整える。

#### 2 自衛隊派遣要請

##### (1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに県に自衛隊の災害派遣を要請する。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

## 第3節 救急・救助・消火活動

### 第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

### 第2 主な活動

市及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携して迅速な救急・救助・消火活動に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 救急・救助・消火活動

##### (1) 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策

風水害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「救急・救助・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救急・救助・消火活動を実施する。

## 第4節 関係者等への情報伝達活動

### 第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

### 第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災者家族等への情報伝達活動

##### (1) 基本方針

被災者家族等への問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（企画振興課）

市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握して家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、(株)上田ケーブルビジョン、緊急情報等メール配信・(株)エフエムとうみ等を利用して随時情報の更新を行う。

#### 2 一般住民への情報伝達活動

##### (1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して随時情報の提供を行う。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（企画振興課）

市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握して家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、(株)上田ケーブルビジョン、緊急情報等メール配信・(株)エフエムとうみ等を利用して随時情報の更新を行う。



## 第3章 災害復旧計画

### 第1 基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の鉄道施設等の復旧について、他の災害と共通する部分は除き鉄道事故に特有のものについて定める。

### 第2 主な活動

- 1 市及び道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため道路区域内の工事にかかわる許可手続の迅速化、占有埋設物件に関する情報提供、工事の輻輳防止等に努める。
- 2 鉄道事業者は、鉄道事故による被害の状況に応じ鉄道施設等の迅速かつ円滑な復旧に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路区域内の復旧活動

##### (1) 基本方針

市及び道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため鉄道事業者の協力を得るとともに必要な情報を提供して調整を図る。

##### (2) 実施計画

##### ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 鉄道事故発生に際して、鉄道事業者の協力を得て特に道路との交差点の状況を早急に把握する。

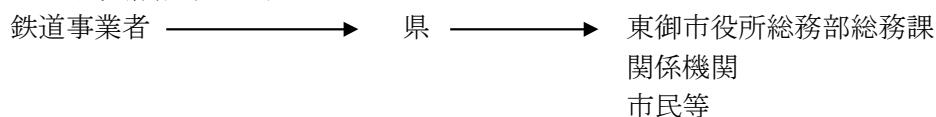
(イ) 鉄道事業者が復旧活動のため道路区域内で掘削工事を行う場合には、その早期復旧のため工事に係る許可手続の迅速化を図る。

(ウ) 道路内には様々なライフラインが埋設されていることから、復旧工事に当たる鉄道事業者に対して他の占有物件の情報を提供してライフラインの損傷防止を図る。

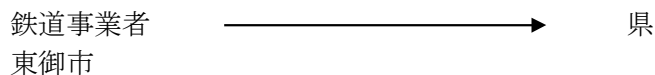
(エ) 同一現場で2社以上の復旧工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

### 鉄道災害における連絡体制

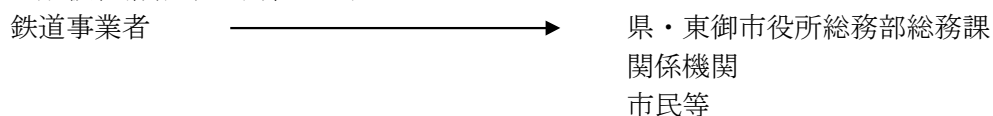
#### (1) 鉄道事故情報等の連絡



#### (2) 鉄道事故発生直後の第一次情報との収集・連絡



#### (3) 一般被害情報等の収集・連絡



#### (4) 応急対策活動情報の連絡

